

日本聖公会 「ナザレの家」 エピファニー館 利用規約

序文

主イエスは時々群衆を離れて、独り静かな場所に退いて祈られた。わたしたちもこのめまぐるしい日常生活から離れて神とのみ対座して祈るとき、心は癒されて新しい力が与えられ、再び主の示してくださる道に進むことができるであろう。「ナザレの家」は、英国のエピファニー修女会が、疲れを訴える方のため、また信仰生活の助けのために黙想会を持ち奉仕をされたという精神を引き継いで、ナザレ修女会によって建てられた施設である。本利用規約は、今後もその精神を引き継いで日本聖公会の豊かな教会生活に資することを願って定めるものである。

第1条（目的）

この利用規約は、日本聖公会「ナザレの家」（以下、ナザレの家という）のエピファニー館の利用に関する事項を定めるものである。

第2条（利用資格）

ナザレの家は、管区事務所総主事が許可した以下の者が利用することができる。

1. 日本聖公会の所属教会の牧師または管理牧師の推薦を得た信徒、日本聖公会の教役者。
2. ナザレの家で奉仕活動を行う者。
3. 上記以外の者。

第3条（利用目的）

利用の目的は、礼拝、黙想、研修および礼拝に関わる奉仕活動に限る。ただし、管区事務所総主事が利用を許可した場合はこの限りではない。

第4条（利用施設）

各施設の用途は、以下のとおりとする。

- ① エピファニー館：黙想、研修および利用者の宿泊施設とする
- ② 聖家族礼拝堂：礼拝堂として礼拝および黙想を行う
- ③ 庭園：散策、思索、黙想を行う

第5条（開館日および利用時間）

1. ナザレの家の開館日は、年末年始、祝祭日および管区事務所の休業日を除く9時から17時までとする。
2. 宿泊の場合の利用時間は、9時から翌日の17時までとし、門限は21時とする。
3. 連泊は原則として2泊を限度とする。

第6条（利用申し込み方法）

1. 利用者は、事前に所定の手続きによる申し込みによって管区事務所総主事の承認を受ける。
2. 利用者は、利用上の遵守事項（第8条）を確認の上、所定の申込書に必要事項を記入しウェブフォームまたはFAX等で管区事務所へ申し込みを行う。
3. 申し込み受付は、利用日の3か月前からとする。（聖公会関係はこの限りではない。）

第7条（献金）

利用者は、献金をささげることができる。

第8条（遵守事項）

本施設は、単なる宿泊施設ではなく、あくまで黙想・研修のために設けられた施設である。利用者へのサービスのための人員は置いていないため、すべて利用者各自で行う。そのため、以下の遵守事項を設ける。

- ① 基本的に館内はすべて禁酒・禁煙とする。
- ② 持参した食事容器、飲料容器、残飯、菓子、その他のゴミは持ち帰る。
- ③ 貴重品は各自で責任をもって管理する。
- ④ 門限を守る。（過ぎると出入り不可。ただし、事故等の場合は除く）
- ⑤ 集会室、和室の利用時間（21時まで）を守る。
- ⑥ 宿泊に必要なものは持参する。
- ⑦ 利用した部屋の電灯、エアコンのスイッチオフおよび戸締りを行う。
- ⑧ 団体・グループで小キッチンを使用する時は管理人に申し出て、メンバーの中で 火元責任者を設ける。
- ⑨ 和室は飲食不可。
- ⑩ 貼り紙等は不可。

2023年4月1日
日本聖公会管区事務所